



復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

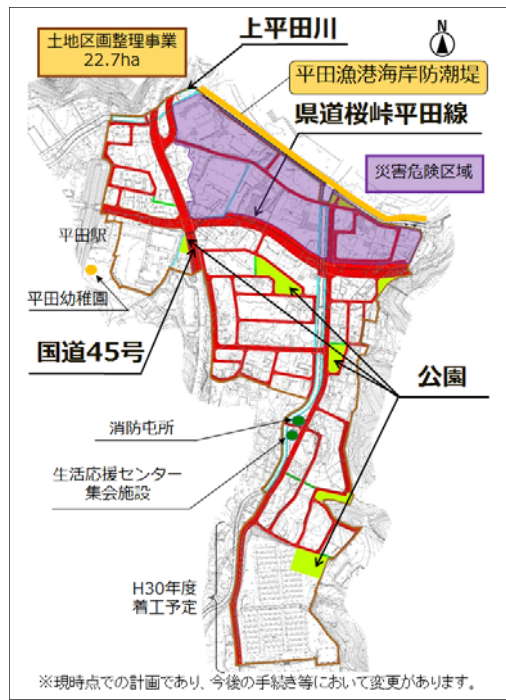
| | |
|------|--|
| 開催日 | 平成 29 年 1 月 27 日（金） |
| 時 間 | 18：30～20：30 |
| 場 所 | 釜石・大槌地域産業育成センター |
| 参加人数 | 43 人 |
| 議 題 | 1. 復興まちづくり計画の進捗状況について ① 復興まちづくり計画の進捗状況の概要 ② 宅地引渡しスケジュールについて 2. 宅地引渡し可能時期のお知らせについて 3. 宅地品質の考え方について 4. 土地区画整理事業の換地処分に向けたスケジュール（案）について 5. 町界、町名の変更と住居表示について 6. 下水道受益者負担金及び下水道使用料について 7. 住宅再建に係る補助制度について |



当日は、これらの議題について担当より説明しました。
 出席された皆さまからは、集会所や下水道受益者負担金などに関するご質問を頂きました。皆さまから頂いたご意見、ご要望などを反映できるよう、今後も取り組んでまいります。

議題の概要

復興まちづくり計画の進捗状況の概要について



宅地引渡しスケジュールについて

全体の工事スケジュールに大幅な遅れはございませんが、一部箇所です上下水道・電気・周辺道路の工事が完了しておらず、ご迷惑をおかけしております。

基本的には、前回のまちづくり協議会（平成 27 年 11 月開催）で説明させていただいたブロックごとの宅地引渡しスケジュールに変更はありませんが、地権者等と個別協議のうえ宅地引渡し時期を調整しております。

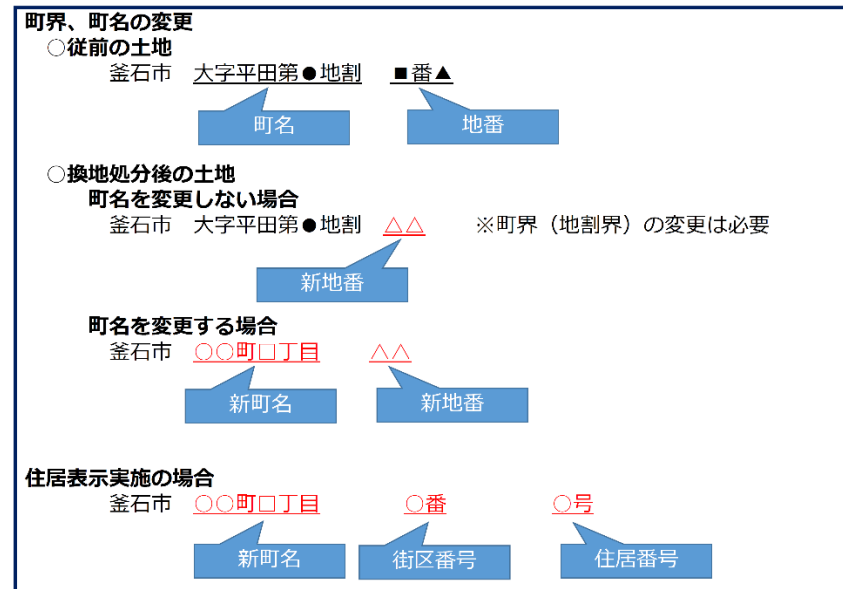


集会所について

集会所は、生活応援センターと併設する形で整備する計画です。

- 建設予定
平成 29 年度
（建物の配置等は調整中のため暫定図面）
- 建物概要
構造 RC2 階建
（1 階生活応援センター・集会所（会議室）
・2 階集会所）
延床面積 324 m²
（うち 生活応援センター約 60 m²、
集会所 約 264 m²）
敷地面積 588.57 m²

町界、町名の変更と住居表示について



町界、町名変更の必要性

区画整理事業により、新たに道路や公園等を整備し、土地の形状を整えたことにより、元々の道路、河川、水路等に沿って定めた町界（地割界）線が実態にそぐわなくなっています。そこで、区画整理事業の換地処分に合わせ、事業により整備した道路等で町界線を引き直す「町界の変更」を行う必要があります。また、地番についても町界線を引き直した後、すべての土地について町ごとに順序よく新しい地番が振り直されます。したがって、町名が変更されない地域についても、すべての土地の地番が変更対象となりますので、地区内の皆さまの住所（所在地）の表示が変更されます。

住居表示とは

住居表示は、次の 2 つの工程を経て、住所をわかりやすく表そうとするものです。
 ○町界・町名の合理化
わかりにくい町界と町名を、わかりやすいものにする
 ○街区番号と住居番号の設定
地番に代えて、住所を表すための番号を設定する。
 これまで、町地割・地番を住所としていた地域で住居表示を実施すると、○○町△番□号というように、新町名・街区番号・住居番号の 3 つで住所が表示されることになります。

【別資料 P33～P37 にも同内容が記載されていますのでご覧ください。】

平成 29 年度に説明会を開催し、住居表示を実施するかどうか、皆さまと協議を行う予定です。

下水道受益者負担金及び下水道使用料について

下水道使用料

1. 上水道使用分

| 区分 | 水量 | 単価 | 料金(税込み 8%) |
|-------|---------------------|--------|---------------|
| 基本使用料 | | 1,300円 | 1,404円 |
| | 10m ³ まで | 30円 | 1,436円～1,728円 |
| 従量使用料 | 11～20m ³ | 140円 | 1,879円～3,240円 |
| 〃 | 21～30m ³ | 150円 | 3,402円～4,860円 |
| 〃 | 31～40m ³ | 160円 | 5,032円～6,588円 |

2. 井戸水使用分

定額料金 (税抜き)1,860円 (税込み) 2,008円

下水道受益者負担金について

下水道は、道路や公園のように不特定多数の方が利用できるものではなく、処理区域内の方しか利用できません。

この為、下水道の建設費を全て公費でまかなうと、利用できない方にも負担を掛ける為、公平を欠いてしまいます。

そこで、下水道建設費の一部を処理区域の方に負担していただくことで利用できない方との負担の公平を図ろうと言うのが、下水道受益者負担金制度です。

負担金額は、敷地面積1㎡あたり350円です。(平成28年4月現在)

下水道使用料について

下水道に接続すると上水道の使用量に合わせた下水道使用料が掛かります。

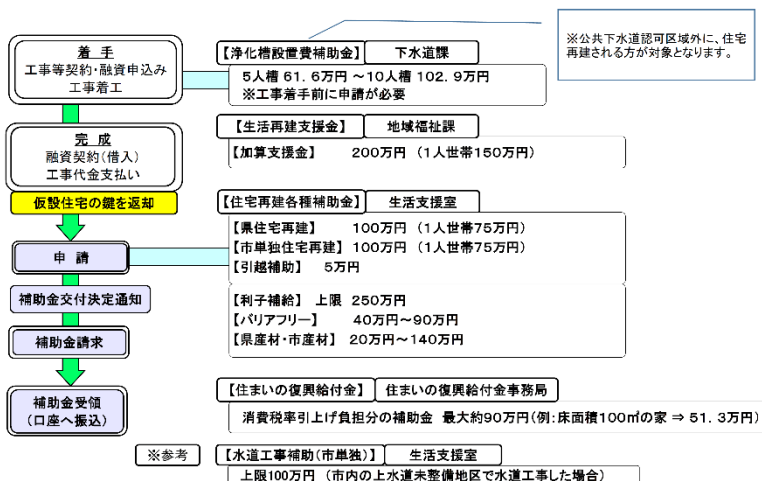
詳細については、後日個別に説明を行います。また、お電話等でも随時対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先：市下水道課 TEL 0193-22-1061

【別資料 P38～P40 にも同内容が記載されていますのでご覧ください。】

住宅再建に係る補助制度について

住宅再建補助金の手続き



補助制度は世帯によって、また該当する制度によって受給できる金額がそれぞれ異なります。

補助金について、金額は最大値でお示ししております。

【別資料 P41～P46 にも同内容が記載されていますのでご覧ください。】

※詳しいお問い合わせは、下記の連絡先へお願いいたします。

- 住宅再建の相談窓口
市生活支援室 TEL 0193-22-2111 (内線 436)
- 生活再建支援金
市地域福祉課 TEL 0193-22-0177
- 浄化槽設置費補助金
市下水道課 TEL 0193-22-1061
- すまいの復興給付金
すまいの復興給付金事務局 TEL 0120-250-460

このような意見をいただきました

- 集会所の整備について、なぜ1階が生活応援センター、2階が集会所なのか？

生活応援センターは、釜石市内に8箇所ありますが、生活応援センター単独の用途で建設されているものは無く、別の施設等と合築する形になっております。

平田地区には、生活応援センターが入れる施設が他に無かったため、町内会長、町内会役員の方々の了解を得て、集会所と合築することとなりました。そのため、事務所や会議室が必要な生活応援センターを1階に、また広いスペースが必要な集会所を2階に整備することとなりました。



- 生活応援センターや集会所の整備場所は、川沿いにあるので、台風や大雨の際などには冠水するおそれがあると思うが、災害時の緊急避難場所とするのか？

現在、市では「洪水・土砂災害」時における緊急避難場所として、「平田公園クラブハウス」及び「上平田ニュータウン集会所」を指定しております。また、生活応援センターや集会所の予定地については、土石流の警戒区域(イエロー)にあたるため、整備後も指定する予定はありません(※「津波」や「火災・地震」の場合など、災害の種類ごとにそれぞれ指定場所が異なりますので、市ホームページ等でご確認ください。)

- 下水道受益者負担金について、災害危険区域にある農地や雑種地にも負担金が発生するのか？田んぼとして利用する土地であると、費用が膨大になる。

受益者負担金は登記簿上の地目が宅地になっている土地が対象となるため、農地には賦課されません。ただし災害危険区域内であっても工場等而建て、下水道に接続する場合には、賦課されます。その際にもし、敷地面積が通常より大きい場合には、土地の分筆により、下水道受益者負担金の対象となる土地の面積を限定できる場合がありますので、個別にご相談いただければと思います。

- 区画整理事業に伴って町名変更を行う際は、各種届出の住所変更により費用が生じた場合、行政が負担するのか？また、区画整理事業区域外も含め、変更を行う場合には、どのようにして区域外の地域住民から合意を得るのか？

市による費用負担や区画整理事業区域外の町名変更や住居表示の実施については、お示ししたスケジュールに則り、今後、皆さまと協議を行ったうえで、検討してまいります。

復興事業については、できる限り皆さまの期待に応えられるよう進めていきたいと思っております。今後も1日も早い工事の完成に向け全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いたします。



復興計画の事業進捗等については「広報かまいし」や市のホームページでも公開しています。あわせてご覧ください。

協議会等に関するお問い合わせ

釜石市復興推進本部

TEL: 0193-22-2111 (内線 119)

FAX: 0193-22-2686